

平成26年度

第1回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会会議概要

日 時:平成26年7月31日(木) 13時30分～15時00分

場 所:鈴鹿市役所 本館10階 1004会議室

出席委員:4人(全員出席)

内 容:下記のとおり

会議冒頭,小林会長に宮崎副市長から平成27年4月からの指定管理者候補者の選定についての諮問書が手渡された。

また,増井委員の解職について事務局から委員に報告を行った。

1 会長挨拶

今年度は1施設,白子駅西自転車駐車場の指定管理者候補者の選定について諮問をいただいた。委員が4名になり一人一人の責任が重くなるが,よろしく願います。

2 職務代理者の指名(増井委員退任による)

職務代理者を務めていた増井委員の辞任に伴い,会長から職務代理者の指名が行われ,以下のとおりとなった。

- ・ 職務代理者:南条委員

3 選定委員会について

事務局から選定委員会について以下の説明及び提案を行い,事務局の提案どおり承認された。

- ・ 鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき選定委員会が設置されていること。
- ・ 公の施設の指定管理者制度運用指針に基づき会議は原則非公開とすること。
- ・ 非公開の理由は,率直な意見交換が損なわれること,申請者のノウハウを保持すること。
- ・ 選定委員会は非公開とするが,透明性の確保のため,会議録を作成し,公開すること。
- ・ 会議録は,過去の委員会同様,議事内容を要約筆記とすること。
- ・ 会議録での委員発言は,個人を特定されない表記とすること。

- ・ 会議録の内容から情報公開条例による不開示情報，応募者のノウハウ等は除外すること。
- ・ 会議録は，公開前に委員の内容確認を行うこと。
- ・ 委員の氏名は，ホームページで公開すること。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 増井委員が退任し，委員が4名になったが，委員の補充は行わないのか。

【事務局】

- ・ 選定委員会の定数は，5名以内と定められており，通常は5名で行うこととしているが，選定する施設が1件のみであり，委員の任期も今年度で終わるため，今年度は4名でお願いしたいと考えている。

4 選定スケジュールについて

事務局から選定作業スケジュールについて，以下の説明を行った。

- ・ 本年度の選定委員会は，本日を1回目として全3回を予定していること。
- ・ 本日1回目の選定委員会では，先程行った諮問，選定委員会の設置根拠等の確認のほかに，選定スケジュール，募集要項，採点基準等の確認又は決定を行うこと。
- ・ 公募期間は8月5日から9月5日までとし，広報，市ホームページ等を通じて公募を行うこと。
- ・ 9月に選定委員会を2回開催し，2回目の選定委員会では，申請者のヒアリング，採点，指定管理者候補者の選定を行うこと。3回目の選定委員会では答申書の決定及び提出を行うこと。
- ・ 2回目と3回目の選定委員会の間に小林会長と事務局で答申書案の作成を行い，作成した答申書案は，メール等を通じて事前に委員に示すこと。

5 白子駅西自転車駐車場の募集について

担当課が施設の目的，概要，指定管理者に求める点，選定に際してどういった点を重視したいか等について説明を行った。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 利用時間が6時から22時30分までとなっているが、22時30分以降の自転車の出し入れはどうなるのか。

【担当課】

- ・ 22時30分になると自転車が残っていても施錠するため、自転車の出し入れはできなくなる。
- ・ だが、終電が0時過ぎまでであるため、終了時間を延長して欲しいという意見もある。そのため、1年間は試行として0時30分まで終了時間を延長しようかと考えている。
- ・ この試行はまだ決定ではないが、申請者へ試行を行うかもしれないことを知らせるため募集要項等に記入している。

【委員】

- ・ 白子駅東自転車駐車場の終了時間は22時30分であるが、終了時間延長の要望はないのか。

【担当課】

- ・ 白子駅の東側には24時間利用可能な白子駅東第二自転車駐車場があるため、そういった要望はない。この駐車場にはまだ空きがある。
- ・ また、近隣に無料の駐車場もある。

【委員】

- ・ 自転車の収容台数について、1階が少なく、2階が多いが、その理由は1階には管理人室やトイレがあるからか。

【担当課】

- ・ そのとおりである。

【委員】

- ・ ベルトコンベアは高齢者や子供、障害者でも使用しやすいものであるか。

【担当課】

- ・ 白子駅東自転車駐車場で使用しているものと同様のものを使用する予定であるが、現在のところ使用しづらいという意見はいただいていない。

【委員】

- ・ 白子駅東自転車駐車場の2階の利用者が少なく、問題になった記憶があるが、その点はどうか。

【担当課】

- ・ 白子駅の東側には白子駅東自転車駐車場と白子駅東第二自転車駐車場の2箇所の駐車場があり、合計で470台収容可能である。

- ・ 昨年度は、ベルトコンベアが故障していたため、2階が使用できず、定期利用の割合は約42%であったと報告した。しかし、このベルトコンベアを修理し、近隣の大学に斡旋に行き、学生の2階の利用は半額にしたところ、平成26年7月末時点で2階の定期利用の割合は73%にまで増加した。2箇所の駐車をトータルすると、平成26年7月末時点で、定期利用の割合は約60%で、利用者は増加している。

【委員】

- ・ 白子駅西自転車駐車場の料金はどうする予定であるか。

【担当課】

- ・ 収容台数が2階のほうが多いため、現時点では1階と2階の料金は同一にしようと考えている。
- ・ ベルトコンベアがまっすぐな構造であることから、1階と2階の移動の煩わしさについては問題ないと考えている。

【委員】

- ・ 白子駅の西側に自転車駐車場はあるか。

【担当課】

- ・ 現在、無料の駐車場はある。

【委員】

- ・ 白子駅の西側に新たに自転車駐車場ができると、東側の駐車場の利用者が西側に移ることは考えられないか。

【担当課】

- ・ 収容可能台数470台のうち、約60%が定期利用であり、このうち市内の方が約18%、市外の方が約82%と市外の方の定期利用が多い。周辺に大学等もあり、利用者の大半は学生と考えられる。
- ・ 今春の鈴鹿医療科学大学の看護学科の開設に伴い、学生の利用は増えることが予想される。白子駅西自転車駐車場に利用者が移るかもしれないが、白子駅周辺の自転車駐車場の利用者は増えるため、東側の駐車場の利用率は下がらないと考えている。

【委員】

- ・ 利用時間を延長するという試行についてだが、募集要項にいきなり試行と書かれても業者には理解されにくい。もう少し説明を付け足すべき。
- ・ また、この試行がいつから行われるかがはっきりわからない。
- ・ 業者にとっては、試行のあるなしで、人員配置が違ってくると思う。

- ・ 試行の開始時期がはっきりしない状態で募集をかけると、業者はその部分をどう考えたらいいか判断しづらい。
- ・ 業者によってその部分の読み違いが出てくると、一定の条件での応募ができなくなる。

【担当課】

- ・ 試行についての説明は補足していく。
- ・ 現段階では試行を行うことは決定ではないが、試行を行う可能性があり、応募していただく業者になんらかの方法で試行について示しておく必要があったため、このような書き方となった。
- ・ 試行の開始時期だが、平成27年度の当初からと考えている。

【委員】

- ・ 試行の開始時期が平成27年度の当初からというのであれば、そのことがはっきりわかるような書き方をすべきである。

【担当課】

- ・ 試行の開始時期について募集要項等に明記していく。

【委員】

- ・ 学生の利用が多いということは、昼と夜で駐車場内の自転車の台数に違いがあるということか。

【担当課】

- ・ 白子駅東自転車駐車場で、ある平日に9時、16時、21時の3つの時間帯で駐車場内の自転車の台数を調査した結果、9時は66台、16時は125台、21時は212台であった。夜の方が朝より台数が多い結果となった。土曜日は、9時は161台、21時は111台という結果であった。

【委員】

- ・ 先の市外の方の利用が多いということと合わせると、平日は朝に市外から電車で白子駅に来て、駐車場に停めていた自転車に乗り出かけていき、夕方から夜にかけて自転車を駐車場に停め、電車で市外へ出て行く利用者が多いということになる。
- ・ そういう方にとっては、駐車場が施錠されることは安心する。

【委員】

- ・ 一時利用者も駐車できるのか。

【担当課】

- ・ 一時利用者用の駐車スペースも確保するつもりである。

【委員】

- ・ 駐車場内のトイレの利用も22時30分あるいは0時30分までか。

【担当課】

- ・ トイレと駐輪場の一体管理を考えているため、トイレの終了時間も駐車場と同じである。

【委員】

- ・ 駐車場を利用しない人もトイレの使用はできるのか。

【担当課】

- ・ トイレは公衆トイレのため、駐車場を利用しない人も使用できる。
- ・ 管理人室からトイレへ向かう人が見える構造になっており、構造的には防犯になる。
- ・ 駅は改札に入らないとトイレがない。
- ・ 車椅子の方は駅のほうのトイレも使用できるが、使用しづらいと思われる。

【委員】

- ・ 業者に求める点の一つに、鈴鹿市内で行われる大きなイベント等での利用時間延長が可能であるかということを挙げているが、これは、定期利用者の増加が目的か、あるいは一時利用者の増加が目的か。

【担当課】

- ・ 一時利用者の増加が目的である。
- ・ 白子駅の西側に建設するため、市としては観光促進に利用したいという考えがある。
- ・ 大きなイベント等がある時に、少しでも一時利用が増えないかと考えている。

【委員】

- ・ 大きなイベント等で終了時間が遅れた場合にも対応するということは、試行している場合なら0時30分を過ぎてもさらに終了時間を延長するということか。

【担当課】

- ・ 現段階では、終了時間は0時30分までと考えている。

【委員】

- ・ 駅前なので、トイレの利用者が多くなりそう。そうなると、汚れる。指定管理者はトイレの維持管理が大変になりそう。
- ・ 大きなイベント等で電車に乗り遅れた方がトイレに泊まることも考えられる。そういうことに対応できるような業者を選定しなければならない。

【委員】

- ・ 屋上が緊急時の災害避難スペースということだが、津波の高さに対応できるものがあるか。

【担当課】

- ・ 予想される津波の高さには対応できている。
- ・ 駅前で取り残された方の避難スペースとして想定している。

【委員】

- ・ 時間外でも屋上への階段は使用できるのか。

【担当課】

- ・ 避難スペースであるため、屋上への階段は常時使用可能であるが、外から階段室へ行くためには扉があり、非常時に扉を蹴破り屋上へ行くことになる。
- ・ 大人が蹴って破れるような扉であるため、平常時に、扉が破られないか心配である。

【委員】

- ・ 平常時に扉が破られた場合に、市か指定管理者どちらの責任で扉を直すかはっきりさせておくこと。
- ・ 避難スペースで、犯罪等が起きた場合の責任についてもはっきりさせておくこと。
- ・ 説明会までにこれらの責任の所在について、疑義が生じないように整理しておくこと。
- ・ 屋上に避難スペースがあることを周辺住民や定期利用者に広く知らせておくべき。

6 指定管理者候補者の選定方法について

平成25年6月4日に委員会決定された「指定管理者候補者の選定方法」について事務局から説明を行った。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 「委員の合計点数が一番高い者が複数であった場合、より多くの委員が上位と評価した申請者を候補者として決定する」とあるが、上位と評価した委員の数が同じであった場合は、候補者をどうやって選ぶのか。

【事務局】

- ・ 提案した価格が低い業者を候補者とするのはどうか。

この提案について委員会の承認を得られたため、「指定管理者候補者の選定方法 4 候補者の決定」を以下のとおり一部修正することとなった。

(指定管理者候補者の選定方法より抜粋)

4 候補者の決定

各委員の評価点数を合計し、その合計点数の一番高い者を鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会の選定する指定管理者候補者とする。

なお、合計点数が同点の場合の優劣は、より多くの委員が最上位と評価した申請者を優先する。その場合においても、委員同数で優劣がつかない場合は、市が負担する指定管理料がより低額となる申請者を優先する。

また、募集要項に記載のすべての評価基準において、上表の5段階による採点基準で「3 = 普通(平均的)」とした場合の点数を求め、それに審査委員数を乗じた結果を最低基準とし、合計点数が最低基準未満の場合は、合計点数が一番高くても指定管理者候補者とはしない。

7 その他

次回、9月19日に行われる第2回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会の開始時刻の連絡は9月10日までにを行うことで承諾された。